

◎東京都公安委員会告示第 134 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年 国家公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 10 日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施期間及び時間

令和 8 年 7 月 16 日（木曜日）及び同月 17 日（金曜日）
の 2 日間

午前 9 時から午後 5 時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目 1 番 12 号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 4 号で定める警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4 号警備業務」という。）

4 講習予定人員

50 名

5 受講対象者

法第 2 条第 1 項に定める警備業務のうち、4 号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教

育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和8年6月9日(火曜日)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03(3837)2160

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和8年6月24日(水曜日)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通

ウ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和8年6月30日（火曜日）及び同年7月1日（水曜日）の2日間

午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

10,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312